

理工学部共通講義棟講義室の利用方法

理工学部共通講義棟講義室の施設利用を希望する学生は、使用許可願を提出する必要があります。

希望日時 of 講義室利用状況を学務係で確認のうえ、使用許可願を受け取ってください。

使用許可願に必要事項を記入のうえ、利用 3 日前（土日祝、休業日除く）までに学務係に提出してください。

【学生の講義室利用にあたっての注意】

1. 使用できる学生団体
 - (1) 大学公認の学生団体
 - (2) 大学祭実行委員会
 - (3) 生協学生委員会
 - (4) ゼミ単位の学生団体
 - (5) その他理工学部学生委員会が適当と認める学生団体
2. 使用できる講義室
K401, K402, K403, K404, K501, K502, K503, K504
3. 使用条件
使用にあたっては、他の講義室等で行われている授業やゼミ、研究活動、会議等の妨げとならないこと。
4. 使用できる時間等
 - (1) 8 時 30 分から 21 時までとする。
 - (2) 使用許可日は平日のみ。
5. 遵守事項
 - (1) 喫煙は禁止のため、指定された場所で行うこと。
 - (2) 火気類・危険物等の持ち込みはしないこと。
 - (3) 飲食はしないこと。
 - (4) 発生したゴミ等については、使用責任者が責任をもって分別してゴミ箱に捨てること。
 - (5) 設備品は丁寧に取り扱い、使用後は後始末（復元）を十分に行うこと。
 - (6) 退室時は窓を閉め、エアコン、蛍光灯等の電源を OFF にすること。
 - (7) 使用状況が良好でない場合は、許可は取り消し、又は以後の使用を許可しない場合があること。